

# 取引における知財の取扱いに係る問題点

～公正取引委員会・中小企業庁・特許庁等の連携による  
「知財侵害抑止の強化パッケージ(仮称)」の策定～

2024年10月24日

日本商工会議所

# 知的財産とは

①

- 知的財産基本法第2条第1項において、「**知的財産**」は以下のように定義されている。  
→発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の**人間の創造的活動により生み出されるもの**（発見又は解明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性のあるものを含む。）、商標、商号その他事業活動に用いられる**商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報**
- そのため、①**産業財産権（特許権・商標権・意匠権・実用新案権）**や著作権といった権利化されているものの他、②**営業秘密やノウハウ**といった権利化されていないものも該当。

## 知的財産

### ①権利化されたもの

#### 知的財産権

- 産業財産権
  - 特許権（特許法）
  - 商標権（商標法）
  - 意匠権（意匠法）
  - 実用新案権（実用新案法）
- 著作権(著作権法)
- 回路配置権  
(半導体集積回路の回路配置法)
- 育成者権(種苗法) 等

### ②権利化されていないもの

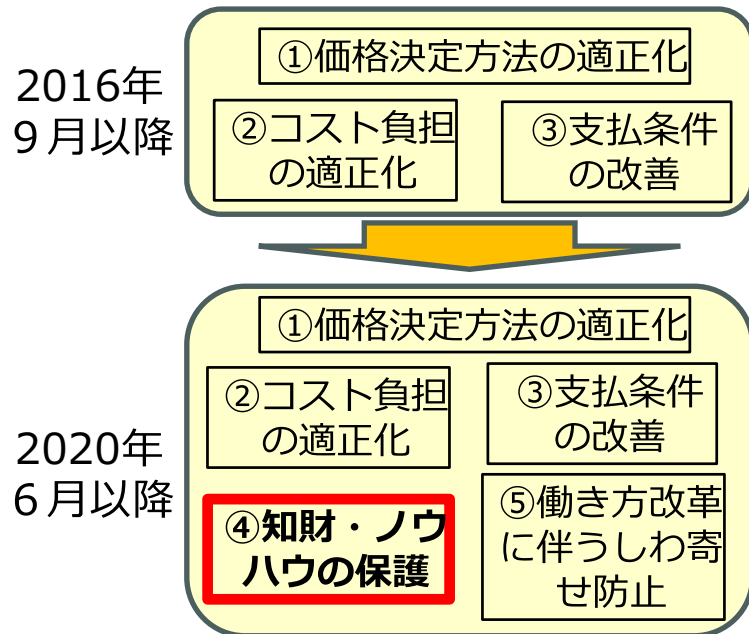
- 営業秘密として管理されているもの  
(例) 金型等の設計図面  
取引先の顧客データ 等
- ※営業秘密は、(a)秘密管理性、(b)有用性、(c)非公知性の3要件を満たすものが対象
- ノウハウ等、営業秘密として管理されていないもの  
(例) 金型の配列順位  
熟練の加工技術 等

# 知的財産の取引適正化に関する政府のこれまでの取り組み

②

- 2016年9月15日、親事業者と下請事業者双方の「適正取引」や「付加価値向上」、サプライチェーン全体にわたる取引環境の改善を図ること等を目的に、①「価格決定方法の適正化」、②「コスト負担の適正化」、③「支払条件の改善」を重点3課題とした「未来志向型の取引慣行に向けて」を中小企業庁が公表。
- 2020年6月29日には、④「知財・ノウハウの保護」と⑤「働き方改革に伴うしわ寄せ防止」が追加・改定され、取引適正化重点5課題として取組を推進。
- また、製造業者を対象とした「優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書」（2019年6月公表）や、パートナーシップ構築宣言ひな形への「知的財産・ノウハウ」項目の盛り込み（2020年6月）、「知的財産取引に関するガイドライン・契約書のひな形」の公表（2021年3月）等、知的財産の取引適正化に向け、様々な施策が行われてきた。

## 【未来志向型の取引慣行に向けて】



## 【これまでの政府の主な取り組み】

- 2019年：①「製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書」の公表（公正取引委員会）  
②特許法等における損害賠償額へのライセンス料相当額の増額・査証制度の導入（特許庁）
- 2020年：パートナーシップ構築宣言への「知的財産・ノウハウ」項目の追加（中小企業庁）
- 2021年：「知的財産取引に関するガイドライン・契約書のひな形」の公表（中小企業庁）
- 2022年：①「知財Gメン」の新設および「知財取引アドバイザーボード」の設置（中小企業庁）  
②「スタートアップとの事業連携及びスタートアップへの出資に関する指針」の公表（公正取引委員会）

# 中小企業における知財侵害の実態（政府調べ。2019年～）

③

- 公正取引委員会が2019年6月に公表した「優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書」では、知財取引における「①片務的なNDA」、「②ノウハウの開示強要」、「③買ったたき」、「④技術指導等の強要」、「⑤名ばかりの共同研究」、「⑥出願に干渉」、「⑦知財の無償譲渡等」に関する様々な事例が報告されている。
- また、中小企業庁が毎年実施している、下請Gメンによる「下請中小企業ヒアリング調査」でも、業種別の具体的な知財侵害の事例が報告されている。

## 【優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書】

- ① 自社は、取引先の秘密を厳格に守る必要がある一方、取引先は、自社から開示した技術が無償で様々なビジネスに利用できるという片務的な契約の締結を強いられる（業務用機械器具製造業）
- ② 秘密保持契約や目的外使用禁止契約に応じてもらえない状況の下、営業秘密を扱っている区画も含めた製造工程等を全て動画撮影して無償で提供しよう強要される（電子部品・デバイス・電子回路製造業）
- ③ 金型だけを納品する取引から、金型に併せて自社のノウハウが含まれる金型設計図面等の技術資料も納品する取引に変更したにもかかわらず、対価は一方的に据え置かれる（金属製品製造業）
- ④ 転注先の海外メーカーが図面どおりに製造できなかったという理由で、当該海外メーカーの工員に対して、自社の熟練工による技術指導を無償で実施させられる（生産用機械器具製造業）
- ⑤ ほとんど自社の技術を用いて行う名ばかりの共同研究開発であるにもかかわらず、その成果である新技術は発明の寄与度に関係なく、全て取引先にのみ無償で帰属するという取引先作成の雛形で契約させられ、新技術を奪われる（ゴム製品製造業）

書面調査で報告された事例の類型別件数 (中小企業・複数回答)		計1,041件
①	秘密保持契約・目的外使用禁止契約無しでの取引を強要される	36件
②	営業秘密であるノウハウの開示等を強要される	477件
③	ノウハウが含まれる設計図面等を買いたたかれる	92件
④	無償の技術指導・試作品製造等を強要される	51件
⑤	著しく均衡を失った名ばかりの共同研究開発契約の締結を強いられる	102件
⑥	出願に干渉される	50件
⑦	知的財産権の無償譲渡・無償ライセンス等を強要される	44件
	取引先とノウハウ・知的財産権について争うこと(裁判に限らない)が一切できない取引条件だった	18件
	その他	171件

## 【下請中小企業ヒアリング調査】

(2020年度)

- 注文書に記載の無い金型設計図面、設計データ及びそれを印刷した紙での提出を求められており、無償で提供している（電機・情報通信機器）

(2021年度)

- 定期的に、品質認証の更新審査を目的に、当社の仕入先リスト、取引数量、QC工程表等の機密書類の提出を何十年も前から求められている。無いと言って断ると是正勧告書が届き、次回の要求時までには揃えるよう勧告され、提出しない場合は取引停止となる。（建設機械産業）

(2023年度)

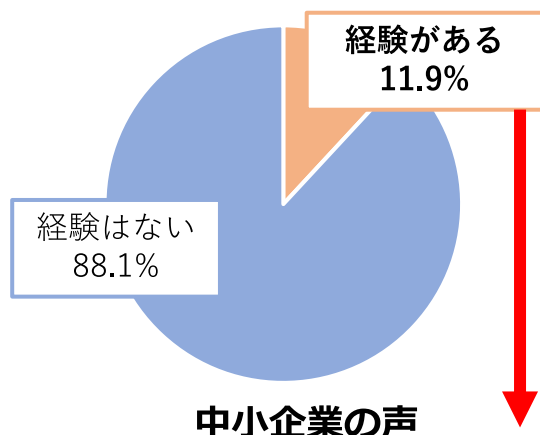
- 日常的に自社に断りもなく、取引先の社員が、顧客である住宅ハウスメーカーの社員を連れて工場内に入り、勝手に設備等の紹介を行っている現場に遭遇する。本来であればクレーム事案であることは承知しているが、自社の立場では静観するしかないのが実情（建材・住宅設備）

# 知財の取引適正化に関する中小企業の現状・施策の認知度

④

- 様々な施策が講じられている一方、**中小企業に対する知財侵害は依然として継続**。日商調査では、**約 8 社に 1 社が知的財産への侵害行為を経験したと回答**。
- また、**政府の知財保護に関する施策**についても、**4 割超が認知していない状況**。

## 【知財侵害行為を受けた経験】



- 取引先より、**監査のために工場訪問を行うことを要求**された。監査は、2～3名で数時間程度行われるのが通常であるが、その際は8～10名で2～3日間行うことを要求された。**技術・情報を盗むことを目的としていることが疑われたため、断った。** (甲府 金属製品製造業)
- **入札では不採用だったものの、その際に提出したデータを無断で使用されたことが何度もある。** (八尾 電気通信工事業)
- **共同で事業を行う前提で、他社にノウハウなどを提供していたが、契約の直前になって、そのノウハウを他社が単独で使用し、全国展開された。** (札幌 自動車用品小売業)

## 「知的財産の保護」に関して知っている施策

「下請Gメン」(取引調査員)による実態調査	30.9%
労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針	29.3%
パートナーシップ構築宣言における「知財・ノウハウ」の明記	21.5%
知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針	13.3%
製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書	8.8%
知的財産取引に関するガイドライン・契約書のひな形	7.3%
特許情報プラットフォーム「J-PlatPat」	6.7%
「知財Gメン」(取引調査員)による実態調査	6.4%
INPIT知財総合支援窓口	4.5%
スタートアップとの事業連携及びスタートアップへの出資に関する指針	3.8%
IP ePlat (知財に関するeラーニングサイト)	1.7%
オープンイノベーション促進のためのモデル契約書	0.9%
その他	0.5%
知っているものはない	42.8%

【出典】日商LOBO調査(2024年8月)  
調査期間: 2024年8月15日～21日

# 中小企業における知財侵害の実態（当所調べ。2023年～）

⑤

- 中小企業は、固有の革新的な技術や蓄積されたノウハウを保有。これらの知財は企業の成長に重要な資産であり、「持続的・構造的賃上げ」の実現に向けた「稼ぐ力の種」。
- わが国が直面するデフレからの脱却を確実なものとするためには、知財の取引適正化の向上により、「稼ぐ力の種」となる知財への侵害の抑止強化を図ることが不可欠。
- しかしながら、取引における中小企業の知財に対する侵害は根絶されていない。

## 事例①

- 店舗名を商標登録し、ブランド化を進めていたところ、同業他社から当該商標権の使用依頼を受けた。
- 差別化を図るため、依頼を断ったところ、無断で使用されてしまった。
- 警告や差し止め請求を行いたいが、弁護士費用や手続きの手間を考え、泣き寝入りしている状態である。  
【鳥取県／生活関連サービス業】

## 事例②

- 商標権を取得して、自社ブランドを確立。販売数も好調で事業も軌道に乗ってきたところ、偽のECサイトの存在が発覚。
- 対応をしているが、次々と同じようなサイトが出てくるため、もぐらたたきの状況になっている。  
【東京都／繊維製品小売業】

## 事例③

- 取引先と共同開発をしていた技術に対して、共同特許の取得を要請したが、取引先の指定で製造許諾を受けるにとどまった。
- その後、取引先に単独で特許権を取得されてしまうとともに、後継品の製造を競合他社に依頼されてしまった。  
【東京都／機械器具製造業】

## 事例④

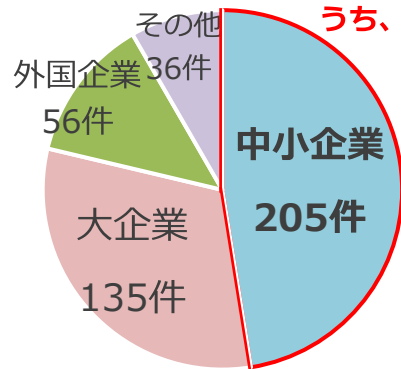
- 大手家電メーカーからの要請を受け、工場視察を受け入れた。何度か視察を受ける中で、こちらの子承を得ずに同様の製品の製造・販売を行われた。
- 和解には至ったが、損失は大きかった。  
【滋賀県／家具製品製造業】

⇒ 知財侵害に対する実態調査を定期的に実施し、悪質な事例を継続的に共有していくことで、中小企業が「知財経営リテラシー」を高めつつ、自らが被害に遭っていると「気づく」ことが重要。

# 中小企業における知財訴訟の実態

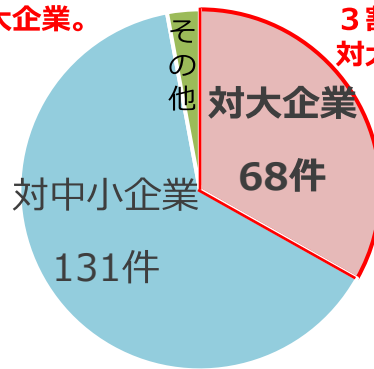
- 知財は中小企業における企業経営の根幹であり、一度侵害されてしまうと取り返しがつかず、企業経営の継続が危ぶまれてしまう。
- 現在、知財の侵害には「侵害されたら訴訟で取り返す」ことが前提となっているが、資金・人材が潤沢でない中小企業は、提訴を躊躇し、泣き寝入りしていることも多い。
- 強い技術を持つ小さなプレイヤーを守るためには、「侵害した者勝ち」を許さないというマインドチェンジとともに、侵害が事前に強く抑止されることが必要。

【権利者別の訴訟件数】



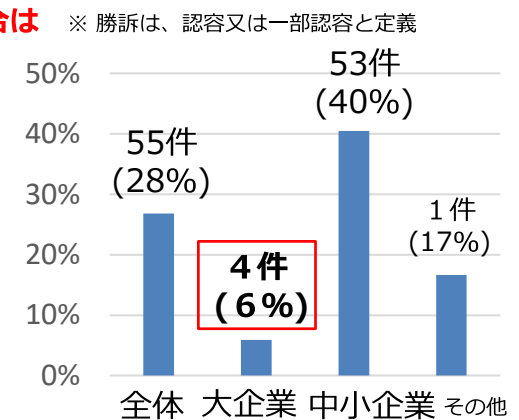
訴訟の約半数は中小企業が提訴。  
うち、3件に1件は対大企業。

【被疑侵害者の割合】



中小企業が勝訴できた割合は  
3割未満。  
対大企業ではたった6%。

【中小企業の勝訴率(※)】



出典：実効的な権利保護に向けた知財紛争処理システムの在り方について（2019年特許庁）を基に事務局で作成

## 事例①

- 特許侵害に対して提訴し、知財高裁まで戦った。請求額1億円で提訴したが、**減額されて判決で5,000万円にとどまった。**
- 勝訴はしたが、弁護士費用（2,500万円程度）に加え、被疑侵害品の調査費等も負担し、**トータルは赤字。訴訟期間は5年ほどかかり、割に合わなかった。**

【東京都／化学品製造業】

## 事例②

- 取引先が**同業他社に対して当社の図面を横流し**したことで、**模倣品が流出し、特許訴訟を提起。**
- 被告側の**意図的な裁判の引き延ばし**により、**裁判期間3年を超え、勝訴はしたが、弁護士費用等で1,800万円程度を負担。**
- また、**役員・従業員が裁判対応に張り付き**で、本業を全く行えず、その間の**機会損失も含め、被害は計り知れない。**

【東京都／建築金物製造業】

## 知財侵害抑止の強化に向けて

【スローガン】

取引適正化を推進し、知財侵害による「弱いものいじめ」を無くそう！

公正取引委員会・中小企業庁・特許庁等の連携による  
「知財侵害抑止の強化パッケージ（仮称）」の策定

### <基本的な考え方>

- A) 大企業と中小企業の新たな共存共栄に向け、中小企業だけが不利益を講じることがない、知財いじめがない世界を作る
- B) 立場の弱い中小企業に訴訟を起こし取り戻させる負担を負わず、侵害が事前に強く抑止される制度を設計し、侵害し得の状況を是正する
- C) 中小企業が自らの知財被害について声を上げやすくする

### <具体的な施策>

- ① 知財取引の実態に関する定期的な調査・企業名の公表
- ② 知財侵害抑止に資する指針の策定
- ③ 知財侵害抑止に資する制度の導入



# 知財侵害抑止の強化に向けて (①知財侵害の実態に関する定期的な調査)

⑧

- 業種や企業規模によらず、不適切な知財取引の実態調査を、継続的かつ網羅的に実施する必要がある。
- 公正取引委員会・中小企業庁・特許庁が 3者一体となって実態調査を行い、問題事例を政府全体で認識するとともに、中小企業に対して周知を図るべき。

## 【これまでの政府の実態調査】

	製造業	非製造業
公正取引委員会	◎ 【令和元年度】 製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書	×
中小企業庁	○ 下請Gメン（330名）が下請法に基づく取引適正化の一部として、知財取引についてヒアリングを実施し、知財Gメンが詳細を調査。 知財取引に特化したヒアリングの実施、知財Gメン増員等の体制整備が課題。	
特許庁	△ 主体的な実態調査は行っていないものの、施策実施機関であるINPIT（（独）工業所有権情報・研修館）の知財総合支援窓口などに寄せられた相談から実態を把握。	

情報の共有・連携が不可欠

# 知財侵害抑止の強化に向けて (①実態調査後の企業名の公表)

⑨

- 公正取引委員会および中小企業庁では、「『優越的地位の濫用』に関する緊急調査」や「価格交渉促進月間におけるフォローアップ調査」の後、**企業名を公表**。
- 中小企業からは、「**企業名公表のおかげで交渉がしやすくなった**」との声が届いている。
- 加えて、2023年11月の「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」公表後に行われた**2024年3月のフォローアップ調査**では、**価格交渉を実施できている中小企業が増加**。**価格転嫁も機運が醸成**されてきている。
- 今後、同調査等において、**知財取引に関する調査項目の追加、結果の公表を実施し、知財取引の実態**について**中小企業が声を上げやすくとともに、知財侵害の抑止力を高めるべき**。

## 【公正取引委員会】

- ① 「優越的地位の濫用」に関する緊急調査 (2022年12月27日) ⇒ **13者の企業名公表**
- ② 「優越的地位の濫用」に係るコスト上昇分の価格転嫁円滑化に関する調査 (2024年3月15日) ⇒ **10者の企業名公表**

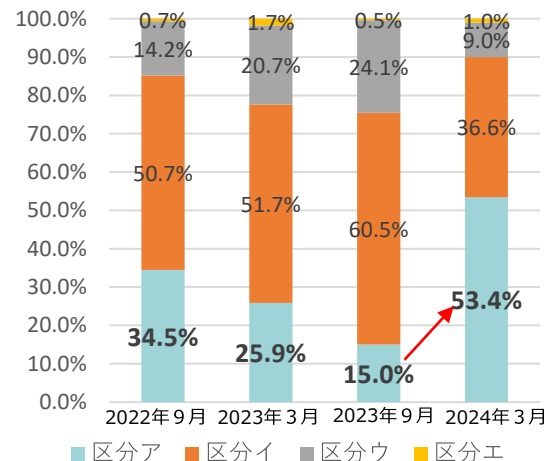
### 中小企業の声

- フォローアップ調査等で企業名の公表・評価がされることは、**協議や転嫁の際に非常に効果的**である。一方で、**交渉の場についてもらえても、詳細な資料の提出を求める企業は依然として存在している**。  
(春日井 非鉄金属製造業)
- 原材料・エネルギー価格の上昇分は価格転嫁を行ってきた。今般、**「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の公表を受け、今年度は労務費の価格転嫁交渉を実施予定**。  
(名古屋 ボルト・ナット製造業)

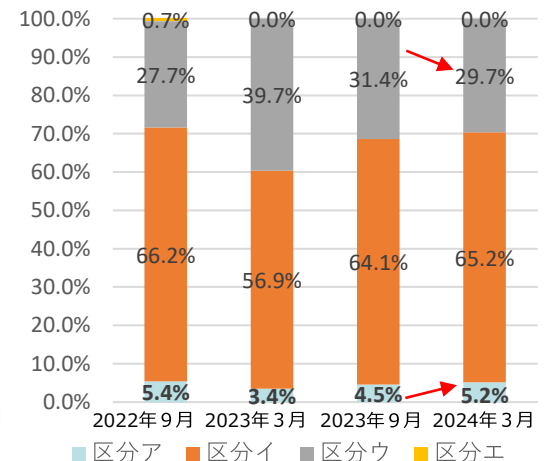
## 【中小企業庁】

- ① 2022年9月フォローアップ調査 ⇒ **2023年2月 企業名公表**
- ② 2023年3月フォローアップ調査 ⇒ **2023年8月 企業名公表**
- ③ 2023年9月フォローアップ調査 ⇒ **2024年1月 企業名公表**
- ④ 2024年3月フォローアップ調査 ⇒ **2024年8月 企業名公表**

価格交渉における区分割合



価格転嫁における区分割合



# 知財侵害抑止の強化に向けて (②知財侵害抑止に資する指針の策定)

- 中小企業庁が策定する「**知的財産取引に関するガイドライン・契約書のひな形**」は、**知財取引契約のあるべき姿が示されているものの、公正取引委員会が策定する各種指針のように独占禁止法に基づく指導・勧告・命令といった法的措置を講ずる権限がなく、知財侵害の抑止としては十分でない。**
- 一方、**公正取引委員会が策定する各種指針**は、**知財侵害の抑止に足る法的拘束力を有しているものの、対象となる企業規模や項目がいずれも限定的であり、取引行為の具体的な記載に乏しい。**
- **知財侵害抑止の強化**に向けては、上記の利点を併せ持つ指針、すなわち**取引行為を具体的に記載され、かつ、違反行為に対しての法的拘束力を持つ指針の策定**が必要。

		求める指針	中小企業庁	公正取引委員会		
			知的財産取引に関するガイドライン・契約書のひな形	知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針	スタートアップとの事業連携及びスタートアップへの出資に関する指針	共同研究開発に関する独占禁止法上の指針
規模	大企業	○			○	
	中小企業	○	○	○	×	○
	スタートアップ	○		技術に関するものに限定	○	
項目	相手企業の「営業秘密」・「ノウハウ」等の取り扱い	○	○	×	△ (営業秘密のみ)	×
	秘密保持契約の締結	○	○	×	○	×
	無償の技術指導・試作品製造等の強要	○	○	×	△ (試作品製造等のみ)	×
	承諾がない知的財産やノウハウ等の利用	○	○	×	○	×
	成果の権利の帰属	○	○	×	○	×
	契約に含まれない技術資料等の開示	○	○	×	△ (顧客情報の提供のみ)	×
	技術情報等の提供を受ける場合の対価・技術情報の活用	○	○	×	△ (報酬減額・支払遅延の言及のみ)	×
	金型設計図面等の提供	○	○	×	×	×
	工場監査・品質管理・品質保証関係	○	○	×	×	×
	特許出願への干渉	○	○	×	○	×
	知的財産権の無償譲渡・無償実施許諾の強要	○	○	×	△ (ライセンスのみ)	×
知財訴訟等のリスクの転換	○	○	×	△ (損害賠償責任のみ)	×	
執行	排除措置命令	○	×	○	○	○
	課徴金納付命令	○	×	○	○	○

ライセンスや技術利用の制限等に

共同研究における取り決め内容に

(3) クリエイターが安心して持続的に働ける環境の整備

**①優越的地位の濫用防止等と取引適正化**

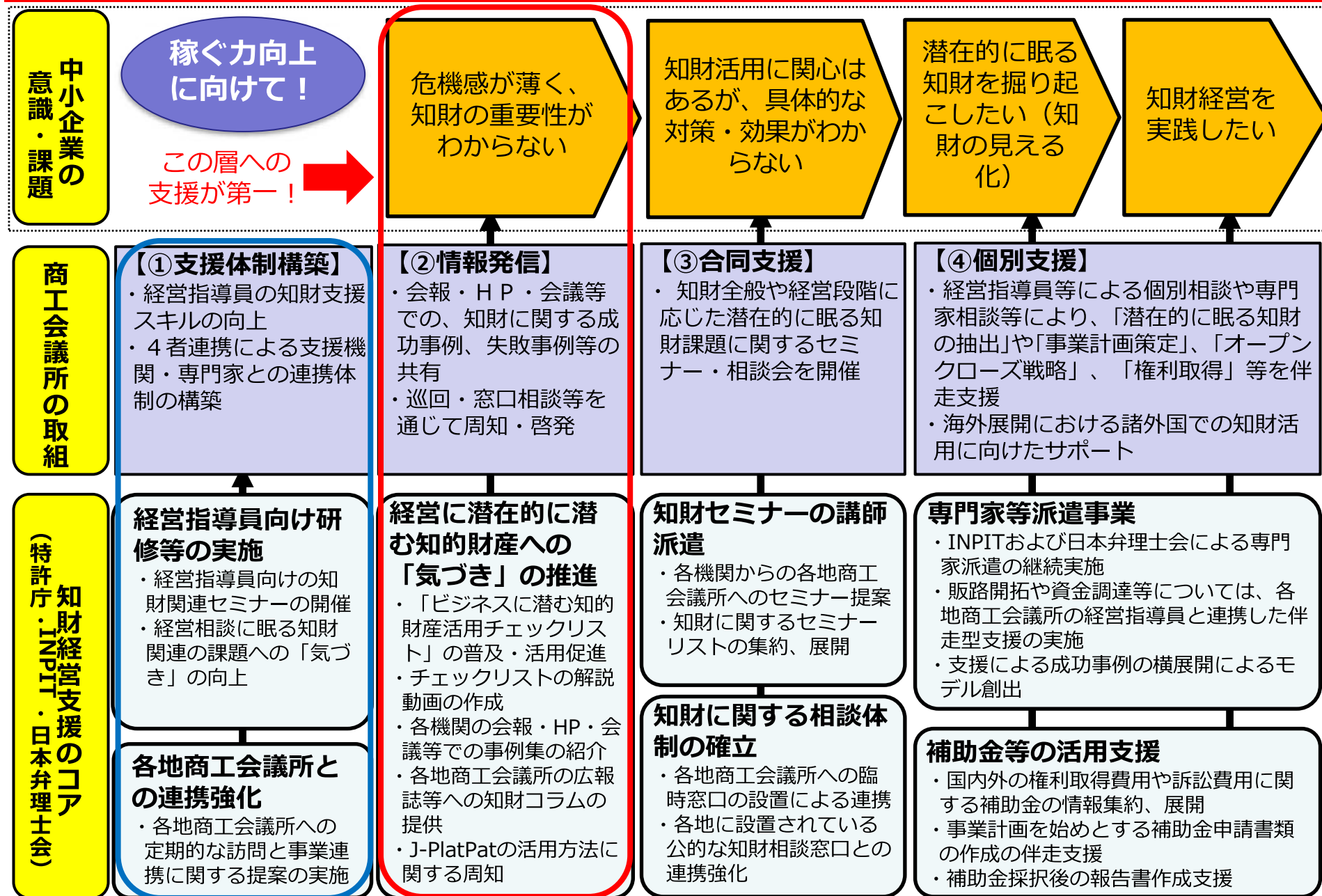
実演家等が働きやすい環境を作るためには、**取引慣行を是正していくことが不可欠**である。現下の技術革新の中で、コンテンツ産業については、個人の創造性に重点が移りつつあることに鑑み、**公正取引委員会の協力の下、優越的地位の濫用等を防止し、個人を守ることに力点を置いて、音楽・放送番組の分野の取引慣行等について実態調査を行い、本年内に完了**する。

(略)

**この調査結果を踏まえて、実演家と事務所との間の契約等を適正化する観点から、それに反する行為は独占禁止法に抵触するおそれがあることを示す指針の作成**を図る。映画・アニメ等のクリエイター個人の創造性が最大限発揮される取引環境を整備するため、音楽・放送番組の分野の実態調査に続けて、年明けから、映画・アニメの制作現場におけるクリエイターの取引環境に係る実態調査を行う。

(参考資料)  
知財経営リテラシーの向上・知財の活用  
に向けた商工会議所の取組み

# (参考) 中小企業の「知財経営リテラシー」向上に向けた支援の在り方



## 【1. 支援体制構築】

- ① 経営相談における潜在的な知財課題の掘り起こしに向けた具体的事例動画の提供 (INPITと連携)
- ② 「ビジネスに潜む知的財産活用チェックリスト」の配布・活用促進による知財への「気づき」ツールの提供 (特許庁 普及支援課と連携)
- ③ 日商主催の各地商工会議所向けの会議での、「知財経営支援ネットワーク」活動状況の報告の場の提供

## 【2. 情報発信】

- ① 知財事例集「知恵を『稼ぐ力に』～100社の舞台裏～」の情報発信の強化
- ② 経営相談者への「ビジネスに潜む知的財産活用チェックリスト」の配布による「気づき」の場の提供

## 【3. 合同支援】

- ① 知財セミナーにおける各地商工会議所の経費負担軽減に向けた補助金活用の周知
- ② 知的財産に関するセミナーリストの提供 (INPIT・日本弁理士と連携)
- ③ 知財以外の各種セミナー (創業・販路開拓等) における知財関連の内容追加依頼の実施

## 【4. 個別支援】

- ① 知財経営に向けた伴走型支援の実施 (INPIT・日本弁理士会と連携)

## (参考) 1. 支援体制構築

### 潜在的な知財課題の掘り起こしに向けた具体的事例動画の提供

⑮

- 日本商工会議所とINPITとで議論・検討を重ね、経営指導員に多く寄せられる相談事項の内、資金繰り、販路拡大（相談）及び販路拡大（展示会）に関し、知財の気づきを与える動画を作成。
- IP ePlat（INPITのインターネットeラーニングサービス）から、経営指導員向け動画コンテンツを令和5年3月から配信開始

#### 【～経営指導員向け動画 気づきのポイント～】

- ✓ 資金繰り動画で、「社長の強み」として社長人脈、ノウハウ等、**知財の存在の気づき**
- ✓ 販路拡大(相談)動画で、相談時に出る用語の内、**知財と関連性の高いキーワードの気づき**
- ✓ 販路拡大(展示会)動画で、**商品ネーミングにおける商標と出展に伴うリスクの気づき**
- ✓ 創業動画で、**商号と商標、事前調査の重要性の気づき**
- ✓ 事業承継動画で、**目に見えない資産を引き継ぐことの重要性の気づき**



※ポップアップ表示を許可してご覧ください。



【経営指導員(役者)】



【資金繰り】



【販路拡大(展示会)】



【創業】



【創業】



## 「ビジネスに潜む知的財産活用チェックリスト」(リーフレット)の作成(2024年7月)

- 経営指導員や中小企業経営者に気づきを与えることを目的として、**経営者からの相談頻度が高い経営課題・ニーズごとに潜む、知財活用のポイントや支援先・ツールをまとめたリーフレット**を、特許庁とともに作成。
- 7月に全国515商工会議所に配布。各地経営指導員等を通じて普及啓発を実施し、中小企業の知財リテラシー向上を目指す。

**創業したいです!**

Point!  
✓ 考えている社名やロゴを先に他者が使っていませんか?  
他者の商標権を侵害すると、ブランド化を図っていた社名やロゴが使えなくなるだけでなく、損害賠償請求を受けるリスクなどもあります。  
権利取得・侵害対応 → 1  
他者商標調査 → 2

知的財産争前の相談は、**INPIT(インピット)知財総合支援窓口へ!**  
中小企業経営者が知財に関する相談について、特許庁が運営する、インターネット上で利用できる相談窓口です。知財に関する様々な相談に対応しています。

特許庁 知財総合支援窓口  
https://inpit.jp/

1 特許庁 特許相談窓口  
https://www.patent.go.jp/

2 特許庁 特許相談窓口  
https://www.patent.go.jp/

3 特許庁 特許相談窓口  
https://www.patent.go.jp/

4 特許庁 特許相談窓口  
https://www.patent.go.jp/

5 特許庁 特許相談窓口  
https://www.patent.go.jp/

6 特許庁 特許相談窓口  
https://www.patent.go.jp/

7 特許庁 特許相談窓口  
https://www.patent.go.jp/

8 特許庁 特許相談窓口  
https://www.patent.go.jp/



ダウンロードは  
こちら

## (参考) 1. 支援体制構築

### 「知財経営支援ネットワーク」活動状況の報告の場の提供

⑰

#### 東京都内経営指導員向け研修における知財講演の実施（2024年5月）

- 毎年、東京都が都内商工会議所の経営指導員向けに開催している「経営指導員等研修」のカリキュラムに知財に関する項目を組み込み、研修を実施した。
- INPIT（(独)独立行政法人 工業所有権情報・研修館）の担当者より、「知財経営支援ネットワークを活用した知財経営支援」をテーマに、2日間にわたって講演いただいた。

#### <実施概要>

- ・ 日 時：2024年5月21日（火）・24日（金）  
（各日20分程度）
- ・ 会 場：日本赤十字社ビル（港区芝大門1-1-3）
- ・ テーマ：知財経営支援ネットワークを活用した  
知財経営支援
- ・ 講 師：INPIT参事・地域支援部 佐藤 浩昭氏  
INPIT東京都知財総合支援窓口 武田 一彦氏
- ・ 参加者：都内経営指導員 192名



INPIT 佐藤氏（上）、武田氏（下）

# (参考) 1. 支援体制構築 「知財経営支援ネットワーク」における連携強化

## 特許庁職員研修への講師派遣（担当事務局による説明・2024年7月）

- 特許行政と商工会議所活動との一層の連携強化を目的に、**特許庁の若手職員を対象とする「令和6年度事務系職員ステップアップ研修（中小企業支援関連）」**に当委員会担当事務局員を講師派遣。商工会議所の設立や特色、支援メニュー、**商工会議所の知財支援に関する取組み等について説明**を行った。

### <実施概要>

- ・ 日 時：2024年7月3日（水）  
15時～16時30分（オンライン）
- ・ テーマ：商工会議所の役割と企業支援活動
  - ・ 商工会議所の概要・事業内容
  - ・ 商工会議所の知財支援の取組 等
- ・ 講 師：日本・東京商工会議所  
産業政策第一部副主査 原田 起臣  
産業政策第一部主任 郷 舞子
- ・ 参加者：特許庁若手職員 85名



産業政策第一部 原田（左）、郷（右）

# 趣旨

- 多岐に渡る知的財産権を活用し、持続的な成長に繋げている「知財経営」を実践する企業等の事例を取りまとめる。
- 「知財活用＝稼ぐ力」であることを中小企業の経営者等が認識し、知財経営を進める契機としていただくことを目的とする。

# 概要

- 事業名称：知恵を「稼ぐ力」に～100社の舞台裏～
  - 作成主体：日本商工会議所、東京商工会議所
  - 協力機関：特許庁、(独)工業所有権情報・研修館（INPIT）、日本弁理士会
  - 掲載企業：知財経営を実施する全国の中小企業等100社
  - 作成期間：2023年11月～2026年3月（3年度）
  - 掲載媒体：東商・日商のHPや公式Xで随時公開
- 100社取材後にはデジタルブックを発行予定



▲掲載記事

- 東商本支部、特許庁、INPIT、日本弁理士会からの推薦企業に加えて、全国発明表彰、グッドカンパニー大賞の受賞企業等を取りまとめ、計108社を掲載候補として選定。

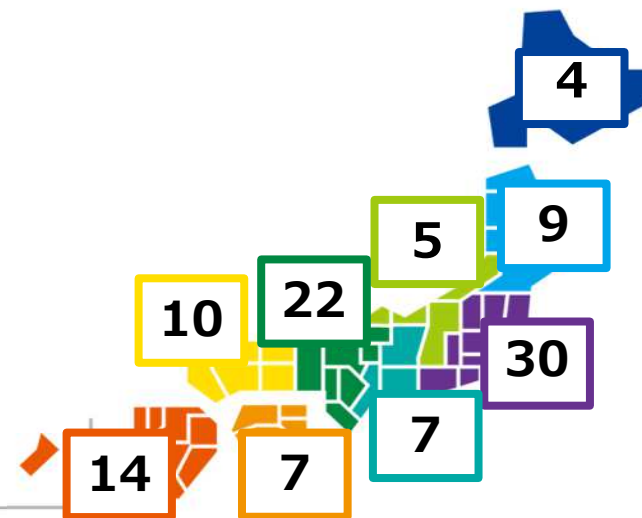
## 特徴

### ①全国各地の中小企業

→各協力機関の地方局・地方会等を通じて企業の推薦・選定を実施。

全ての都道府県から候補企業を選定。

各地域における取材企業数▶



### ②多岐にわたる業種

→知的財産との関わりが深い製造業に加え、建設業・卸売業・小売業・サービス業の企業も掲載候補に選定。



# 主な広報媒体

## 日商・東商ホームページ

全取材記事の一覧を掲載中。



知財経営の取り組み事例 (2024/10/2更新)

2代にわたり受け継がれる商標が、蒔絵の伝統と革新を示す海外展開や事業承継を契機とした商標の取得・活用  
**漆芸芸大下香仙(株) 石川県加賀市/製造業 NEW!**

詳しくはこちら  
 商標

---

特許とノウハウによる差別化で全国展開「アナログ」の技術化で野菜洗浄機のバイオニアに  
**(株)エフ・イー 北海道旭川市/製造業 NEW!**

詳しくはこちら  
 特許 実用新案 商標

---

感動の人生の創造業として事業を展開 独自の装置開発により選手の夢を応援する  
**(株)クリエイティブサポート 鳥取県米子市/サービス業 NEW!**

詳しくはこちら  
 特許 商標

## 公式X

フォロー・いいね等をお願いいたします!



取材直後の担当者コメントや、インタビュー時の様子が分かる写真等、“取材の舞台裏”を随時発信中。

100社取材の舞台裏 100社取材の舞台裏—知的財産活用事例集 | 知恵を『稼ぐ力に』～100社(… @chizaibackstage

この度、鳥取県米子市で幅広い事業を展開している(株)クリエイティブサポートさんを取材しました🌟  
 五輪金メダリストも輩出した当社ボクシングジムで開発された離隔攻撃判定装置「SUGAR BOX」などのお話を伺いました📢記事をお楽しみに👉  
 #知的財産 #知財 #商工会議所 #事例集  
 @k5duRwqtpFRiWgH

 **日本商工会議所**